

学校法人加計学園次世代育成支援行動計画（第3期）

I.基本方針

この計画は、少子化が進み家庭や地域を取り巻く環境が変化しているなか、教職員が仕事と子育ての両立を図ることができる環境をつくるとともに、教職員がその能力を十分に発揮し、責任と誇りを持って生き生きと働けるようにするため、次のような行動計画を策定する。

II.計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

III.内容

【目標1】男性職員の育児休業の取得について、計画期間中に1名以上取得する。

〈目標達成のための対策〉

- ・取得期間が5日以内の育児休業については、有給として取扱う検討を引き続き行う。
- ・「パパ・ママ育休プラス」制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについて研修等で周知するとともに、相談しやすい環境をつくる。

【目標2】配偶者の出産時における家庭生活支援を推進するため、休暇制度の見直しを行う。

〈目標達成のための対策〉

- ・配偶者の出産時、特別休暇を全教職員が取得できるよう就業規則の改正を平成27年度中に行う。

【目標3】子育てを行う女性職員が活躍できるよう、出産後も働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修の継続を行う。

〈目標達成のための対策〉

- ・管理職研修及び女性職員対象研修の継続的实施。

【目標4】正職員・嘱託職員の年次有給休暇の取得日数を1年間あたり平均10日以上とする。

〈目標達成のための対策〉

- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得促進を図る。
- ・ゴールデンウィーク、夏季休業等の連続休暇期間における会議等の自粛を促し、年次有給休暇が取りやすい環境をつくる。

【目標 5】 有期雇用労働者（契約職員・アルバイト等）に対し、年次有給制度について周知を図る。

〈目標達成のための対策〉

- ・朝礼、管理職研修等で制度について周知を図る

【目標 6】 所定外労働の削減を図る。

〈目標達成のための対策〉

- ・定例・恒常的業務にかかる事務処理のマニュアル化、資料作成段階で上司に相談することによる無駄の排除等により、業務の効率化を図る。
- ・会議、打合せ等については、原則として就業時間内に終了できるよう、会議資料の事前配布、終了時間の設定等に努める。
- ・時間制約のある職員がいることを前提とした業務運営、時間当たりの効率性の重視について、管理職をはじめとする職員に対し定期的に啓発する。
- ・法人総務課は、所定外労働の多い職員の健康状態の確認をおこなう。

【目標 7】 「仕事と生活の調和」に関する研修会の開催。

〈目標達成のための対策〉

- ・労働環境や労働観の変化、制度について紹介し、自ら「仕事と家庭の調和」について改めて考える機会を提供するとともに、これまでの働き方を見直すきっかけとする。

【目標 8】 保護者の働いているところを子どもが見ることができる「子ども参観日」の実施

〈目標達成のための対策〉

- ・平成 29 年度開催に向けて検討、調整を行う。